

令和4年第7回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月13日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	9月15日 14時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	9月15日 14時22分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城 政英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	新 城 米 広 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	医 療 保 健 課 長	山 城 直 也 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 城 篤 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第7回伊江村議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月15日（木）午後2時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		決算審査特別委員会委員長報告について
第2	認定第4号	令和3年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第3	認定第5号	令和3年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第4	認定第6号	令和3年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第5	認定第7号	令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
第6	認定第8号	令和3年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（討論・採決）
第7	認定第9号	令和3年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について（討論・採決）
第8	意見書第3号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書
第9	陳情第1号	県産品の優先使用について
第10		閉会中の議員派遣について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第7回伊江村議会定例会、3日目の会議を開きます。 (開議時刻14時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告について、認定第4号 令和3年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 令和3年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件につきましては、審査を決算審査特別委員会へ付託しておりました。お手元に配付したとおり、その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会 内間広樹委員長。

○ 決算審査特別委員長 内 間 広 樹 議員

令和4年第7回(9月)定例会決算審査特別委員会委員長報告

令和4年第7回(9月)定例会にて、審査に付された令和3年度伊江村一般会計歳入歳出決算、令和3年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算、令和3年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和3年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算、令和3年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、9月14日、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を開催し、審査を行いました。

認定第4号 一般会計の歳入総額90億8,744万9,585円、歳出総額89億8,158万8,832円、翌年度へ繰り越すべき財源(繰越明許費)7,435万円を差し引いた実質収支額3,151万753円について、審査を行い認定することに決定しました。

認定第5号 診療所特別会計歳入総額3億8,164万259円、歳出総額3億6,926万129円、歳入歳出差引額1,238万130円。

認定第6号 国民健康保険特別会計歳入総額9億7,013万5,100円、歳出総額9億5,655万8,727円、歳入歳出差引額1,357万6,373円。

認定第7号 後期高齢者医療特別会計歳入総額6,317万9,810円、歳出総額6,273万1,188円、歳入歳出差引額44万8,622円の3特別会計について、審査を行い認定することに決定しました。

認定第8号 水道事業会計事業収益1億6,495万3,271円、事業費用1億6,239万2,467円、事業収支256万804円。資本的収入12万円、資本的支出4,129万1,813円。

認定第9号 船舶運航会計事業収益9億4,013万1,767円、事業費用8億4,141万7,652円、資本的収入はなく、資本的支出3,590万4,953円についても、審査を行い認定することに決定しました。

以上、令和3年度伊江村一般会計歳入歳出決算、3特別会計及び2公営企業会計を審査したことを報告いたします。なお、質疑、答弁の詳細については、後日配布される決算審査特別委員会会議録を御参照ください。

本報告書の字句、数字の訂正については、議長に一任申し上げ、決算審査特別委員会委員長報告とします。決算審査特別委員会委員長 内間広樹。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで委員長報告は終わりました。

進行します。日程第2 認定第4号 令和3年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について、議題いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第4号 令和3年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第4号 令和3年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第3 認定第5号 令和3年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第5号 令和3年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第5号 令和3年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第6号 令和3年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第6号 令和3年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第6号 令和3年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第7号 令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第7号 令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号 令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第8号 令和3年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第8号 令和3年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決いたします。

認定第8号に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第8号 令和3年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第9号 令和3年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第9号 令和3年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について採決いたします。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第9号は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第9号 令和3年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに決定いたしました。

日程第8 意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書を、議題といたします。

本案は、伊江村会議規則第14条第1項及び第2項の規定より提出者 内間広樹議員、賛成者 島袋義範議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議 員

意見書第3号につきましては、9月1日の総務常任委員会及び9月5日の議会運営委員会において、意見書が採択されました。なお、この措置法は5年に1度有効期限の延長を行っているものであり本委員会に提案いたします。

それでは意見書を読み上げます。

意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、駐留軍関係離職者等臨時措置法は、2023年5月16日で有効期限を迎えます。

ご承知のとおり、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等の影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれています。

本県においては、日米両政府が「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されています。

海兵隊施設には4,857人（令和4年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,622人（令和4年3月）の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく雇用対策が不可欠であります。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必定であります。

よって、貴職におかれましては、駐留軍等労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご

賢察の上、同法の再延長実現にご尽力を賜りますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日、沖縄県国頭郡伊江村議会

あて先 厚生労働大臣、防衛大臣

以上であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。〔起立全員〕

全員起立です。したがって意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第9 陳情第1号 県産品の優先使用について（要請）、議題といたします。

本陳情は令和4年7月12日付けで公益社団法人沖縄県工業連合会会長、古波津 昇ほか4団体から提出されております。

お諮りします。本陳情については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって陳情第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから陳情第1号 県産品の優先使用について（要請）を採決いたします。お諮りします。

本陳情書は、採択することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 県産品の優先使用について（要請）は、採択することに決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、採択された陳情書の趣旨に添って、事業を執行していただきますよう、御要請申し上げます。

日程第10 閉会中の議員派遣について、議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣について、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第7回伊江村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻14時22分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（6番） 山 城 善 彦

署名議員（7番） 内 間 広 樹